2022年度　事業計画

１．基本的な事業について

(1)　浄化槽法や関連法令・制度、浄化槽関連予算等に対する行政事務・施策への協力を行うとともに、要望行動を、強力に推進する。

(2)　「浄化槽整備区域の拡大」「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換」「浄化槽の維持管理費への公的助成措置の実現」など、浄化槽の普及促進に向け、関係者や浄化槽関係団体との連携を強化して、運動を展開する。

(3)　浄化槽機能保証制度の推進と、制度の見直しを継続的に行う。

(4)　浄化槽に関する知識の普及・啓発、施工・管理の改善・指導、技術の向上を図るために各種講習会・研修会等を開催する。

(5)　機関誌・図書その他印刷物を発行する。

(6)　浄化槽関係の資格取得ならびに技術研修事業に協力する。

２．全浄連決議案、要望書について

(1)要望活動等の推進

「環境にも財政にも優しく、災害にも強い浄化槽」の普及整備を促進するため、全浄連および会員団体は、「浄化槽整備事業を推進するための具体的な取り組み」について、国、国会議員、都道府県・市町村の理解と支援を得るための要望活動等を推進する。

併せて、「地方創生」が喫緊の課題であるため、「浄化槽の整備は、地方創生の趣旨に沿う事業であり、自治体財政の破綻を防ぐとともに、さまざまな地方創生の原資の確保につながる」ことから、全浄連の各地区協議会における活動と連携して、浄化槽の普及整備を促進する。

① 汚水処理リノベーションのさらなる加速に向け「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」を推進

② 「浄化槽処理促進区域」の積極的な指定及び多様な整備手法による効果的な浄化槽整備の推進

③　全浄連浄化槽台帳管理システムの推進

④　浄化槽システム全体の脱炭素化事業の推進

⑤　浄化槽維持管理への支援拡大

⑥　浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの整備促進

⑦　浄化槽法の改正（研修機会の確保）に係る研修会の推進

⑧　浄化槽の工事技術水準の確保

３．具体的な事業計画について

(1)　震災対策に係る普及活動の推進

震災の教訓を、今後の震災対策、復興対策、防災・減災対策、国土強靭化などの糧とし活かしていくため都道府県・市町村、会員等への啓発活動を推進する。

「大震災避難所におけるトイレ事情、衛生事情の実態」を踏まえて、首都直下型地震や、東海・東南海・中南海など、全国各地の大規模地震想定地域の「避難所（学校・公民館等）への、平時からの浄化槽の設置と震災時における活用」が強く望まれる。

そのための行財政措置が講じられるよう、その実現に向けての活動を推進する。

(2)　浄化槽機能保証制度事業の推進

①　機能保証制度の趣旨の徹底と、引続いての「機能保証制度の見直し」により、制度の有効活用・運用を図る。

②　機能保証制度の周知と、保証登録実績向上策の推進。

「保証登録実績」の向上のため、改めて機能保証制度の周知策と保証登録実績向上策を検討し、一層の推進を図る。

(3)　全浄連の「浄化槽台帳システム」事業の推進。

2019 年度の浄化槽法改正により、都道府県等に対し浄化槽台帳システムの整備が義務付けられたことを受け、2022 年度は、「浄化槽基盤整備事業」実施自治体の横展開、さらに自治体への浄化槽台帳システム事業新規受注先の開拓を図る。

(4)　浄化槽に関する情報発信

浄化槽がより一層の普及整備促進につながることを目的とし、広報活動や、環境教育等による啓発を推進する。

全浄連はホームページ及び出版物等により、浄化槽情報の提供に努めているが、今年度も引き続き会員団体、関係団体、自治体、市民等に対し、浄化槽に関する情報の提供を積極的に行っていく。

また、2022 年度においては、浄化槽工事技術水準向上のため、浄化槽施工マニュアルを発刊する。

(5)　浄化槽管理士及び浄化槽設備士研修会運営業務

2019 年度の浄化槽法改正により、浄化槽管理士に対する研修機会の確保が義務付けられた。これを受け当連合会においては、2020 年度より、研修会運営システムを導入し、全国の都道府県が条例により開催する研修会に対し、日本環境整備教育センターとの連携のもと研修会システムの運営管理、関係機関との調整、

研修教材の作成、講師派遣などの研修会運営業務を開始した。

2022 年度も引き続き、研修会運営業務における全浄連方式の採用を全国的に展開すべく推進を行う。

また、浄化槽施工マニュアルの発刊により、自治体の協力を得て、浄化槽設備士研修会の開催を推進する。

(6) 水環境保全助成事業の充実

2007 年度より、「水環境保全助成事業」を実施し、「住民への生活排水処理に関する知識の啓発」等に寄与している。

小中高生の浄化槽への認識を高める環境教育事業や、団体・個人への助成を拡充するなど、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを助成する当事業の充実を図る。

2022 年度も引き続き、積極的に外部の団体・個人に対する助成を強化していく。

(7) 2022 年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業（旧二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）に係る執行団体業務（環境省）

①本補助事業は、2017 年度より省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業実施要領に基づき、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業を実施する者に対して、補助金を交付する事業として行われてきた。

②2022 年度事業においては、「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」と改め、30 人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省 CO_2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修及び、既設合併処理浄化槽の交換については、構造や本体のコンパクト化等、エネルギー効果の高いと見込まれる浄化槽について、１／２を補助する予定である。

また、本年度より、再生可能エネルギー設備（太陽光・風力・水力発電設備、蓄電池等）の導入支援も新たなメニューとして加わった。

全浄連としては、2022 年度においても本事業執行団体の公募に応募し、3 月 17 日採択されました。つきましては、以下の取組を引き続き執行いたします。

（ア）．間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

（イ）．間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査委員会の設置運営

（ウ）．交付申請書の審査から間接補助金の支払いまでの間接補助金の交付事業

（エ）．間接補助事業者の指導監督

（オ）．間接補助事業に対する問い合わせ等への対応

（カ）．上記に関する付帯業務

(8)　2022 年度浄化槽トップセミナー、浄化槽フォーラム開催業務（環境省）

①　2015 年度より、主として市町村長、市町村議会議員等の地方公共団体の政策決定に携わる者並びに浄化槽等行政関係者を対象に、経済的・効率的な生活排水処理施設として、浄化槽の特徴や、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備手法を選択するための提案・説明を行い、理解を得ることを目的として、トップセミナーが開催されてきた。

②　2021 年度本事業においては、全浄連が本事業開催業務執行団体に採択され、青森県むつ市において浄化槽フォーラムを群馬県及び茨城県において浄化槽トップセミナーを開催する予定であったが、新型コロナウィルスによるまん延防止等重点措置等の影響により、茨城県における浄化槽トップセミナーについては次年度以降までの延期となり、青森県むつ市での浄化槽フォーラム及び群馬県でのトップセミナーのみの開催となった。

③　2022 年度本事業においても、全浄連が本事業開催団体に応札し、落札した際には、以下の取組を行う予定である。

（ア）．企画
（イ）．トップセミナー実施計画の作成
（ウ）．講演者の選定
（エ）．トップセミナー開催に係る会場の手配
（オ）．関係者への連絡調整
（カ）．資料等の準備
（キ）．運営・進行

(9)　定款・諸規程の見直し

定款・諸規程については、全浄連の組織運営において重要な役割を担っているが、会社法改正に伴い各地区協議会との協議を諮り、組織体制の見直しを推し進める。